

国立国会図書館において使用する目録規則、分類表及び件名標目表に関する件

(昭和四十三年十二月二十四日館長決定第二十一号)

改正	昭和四十五年 三月	二日館長決定第一号
	同 四十五年十二月二十六日同	第二号
	同 五十二年十二月二十三日同	第四号
	同 六十年十二月十三日同	第五号
	同 六十一年 八月二十二日同	第八号
	平成 九年 七月 十四日同	第三号
	同 十四年 三月三十一日同	第二号
	同 十八年 十月 十八日同	第五号
	同 二十一年 四月 一日同	第四号
	同 二十五年 三月 八日同	第三号
令和	二年十一月 二十日同	第六号

国立国会図書館において使用する目録規則、分類表及び件名標目表に関する件を次のように定め、昭和四十四年一月一日から施行する。

(目録規則、分類表及び件名標目表)

1 国立国会図書館(行政及び司法の各部門に置かれる支部図書館を除く。)において使用する目録規則、分類表及び件名標目表は、別に定めるものを除き、次表のとおりとする。

目録規則	図書及び非図書資料 和漢書扱いのもの及び国内の図書館資料で洋書扱いのもの 日本目録規則 二〇一八年版 洋書扱いのもの(国内の図書館資料を除く。)
------	---

分類表	Resource Description and Access 逐次刊行物 日本目録規則 二〇一八年版 (注)ただし、必要に応じて訂正補充する。
件名標目表	国立国会図書館分類表 国立国会図書館件名標目表

(廃止)

2 本館において使用する目録規則、分類表及び件名標目表に関する件(昭和二十七年八月二十七日決定)は、廃止する。

改正文(昭和四十五年三月二日館長決定第一号)抄

昭和四十五年四月一日から施行する。

改正文(昭和四十五年十二月二十六日館長決定第二号)抄

昭和四十六年一月一日から施行する。

改正文(昭和五十二年十二月二十三日館長決定第四号)抄

昭和五十三年一月一日から施行する。

改正文(昭和六十年十二月十三日館長決定第五号)抄

昭和六十一年一月一日から施行する。

改正文(昭和六十一年八月二十二日館長決定第八号)抄

昭和六十一年九月一日から施行する。

附 則(平成九年七月十四日館長決定第三号)抄

1 本件は、平成九年七月十四日から施行する。

附 則(平成十四年三月三十一日館長決定第二号)

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年十月十八日館長決定第五号）

本件は、平成十八年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十一年四月一日館長決定第四号）

本件は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月八日館長決定第三号）

本件は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（令和二年十一月二十日館長決定第六号）

本件は、令和三年一月一日から施行する。